

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

# 今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※同一年度内で2回利用可(同一案件での2回利用はできません)。
	第1・3水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、184)
	毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	19(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	17(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
特設人権なんでも相談	①13(金)、午後1時～4時、②6/1(木)、 午前9時～正午、午後1時～4時	①市役所地下904会議室、 ②市役所1階市民相談室	当日電話相談も可①(内線544)、②(内線199)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線471)
女性の悩み相談	①10(火)、午前9時30分～午後0時30分、 午後1時30分～3時30分、②12(木)、午前 10時30分～午後0時30分、午後1時30 分～3時30分、③14(土)、午前9時30分～ 11時30分	すばるホール3階男女共同 参画センター	電話相談も可、要予約(内線472)、女性カウンセラー による相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、 午前10時～午後3時	市人権教育・啓発推進セン ター	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による福祉に関 するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	6(金)、6/6(月)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	11(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186、188)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	24(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3 の17の501)【☎(26)9441】
労働相談	12(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、 午前9時～午後8時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッ フによる相談
引きこもり相談	26(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線363、364)
もの忘れ医療介護相談	18(水)、6/1(木)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談

こころの電話相談 【☎(25)8264】 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分(ただし、祝日は休み)

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ



## 講座・催し

### 「あるこっと」新規参加者募集



ウォーキングを通じて健康づくりに取り組むことでポイントが貯まり、貯まったポイントは景品と交換できる「富田林市介護予防・健康ポイント事業(あるこっと)」を実施しています。楽しく参加するうちに健康になれる! ぜひご参加ください。

**参加期間** 8月1日(月)~令和5年6月30日(金)まで

※以下のそれぞれの活動に応じたポイントを獲得できます。

#### 活動内容

①市から貸与する「活動量計」を持ってウォーキング



②市内に設置された「活動量計リーダー」にタッチ

③市内に設置された「体組成計」で体の状態を確認

④市が指定する「健康イベント」に積極的に参加

**対**市内在住で、令和5年3月31日(金)時点で、40歳以上の人

**定**400人 **費**1000円

※7月に説明会を開催します。説明会で活動量計をお渡ししますので、必ずご参加下さい。

**申**5月9日(月)~6月17日(金)に高齢介護課、かがりの郷、金剛連絡所で配布している申請書に必要事項を記入し、高齢介護課、かがりの郷、金剛連絡所へ(申し込み先着順)

※郵送の場合は、〒584-8511常盤町1の1 高齢介護課(内線183)へ(当日消印有効)、右図のQRコードからも申し込みできます。



### 膝腰痛改善教室

**①**6月17日(金)、24日(金)、7月1日(金)、午後1時30分~3時30分(全3回)

**場**かがりの郷

**内**整形外科医による講義、膝痛や腰痛の改善に向けて普段から取り組める簡単な運動や食事のポイントを紹介

**対**市内在住で65歳以上の人

**定**15人

**費**無料

**申**6月7日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

### 「認知症介護家族の交流会」と「ワンポイント!介護講習会」をコラボ開催!

理学療法士と一緒に体操をしてリフレッシュしましょう。

**①**5月25日(水)、午後1時30分~3時30分

**場**中央公民館喜志分館

**対**市内在住で家族を介護している人(介護される人が市内在住の場合も可)

**定**20人 **費**無料

**申**5月9日(月)~24日(火)に高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

### 純喫茶おれんじ

認知症当事者とともにオープンした喫茶です。どなたでも気軽にお立ち寄りください。

**①**6月5日(日)、7月3日(日)、午後0時30分~3時

**場**かがりの郷

**定**15人程度(当日直接会場へ)

**費**メニュー全品100円

※売り上げを若年性認知症当事者の活動支援に使います。

**問**井尻さん(おれんじパートナー事務局)【☎090(3996)0071】

### 脳活性化教室「iトレ」

簡単なリズム体操やラダーを取り入れ、脳トレやゲームトレーニングをして「あたま」と「からだ」を一緒に活性化しましょう。

**①**6月23日~9月15日の毎週木曜日(8月11日を除く)、午後1時30分~3時30分(全12回)

**場**すばるホール

**対**市内在住で、物忘れなどが気になる65歳以上の人

**定**20人

**費**無料

**持**飲み物、動きやすい服装、運動靴  
**申**5月9日(月)、午前9時~、電話で、株式会社オージースポーツ【☎06(6262)6926】へ(申し込み先着順)



## 相談

### 行政書士無料相談

**①**5月27日(金)、午後1時30分~4時30分

**場**レインボーホール(市民会館)

**内**相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約などに関する相談

**申**5月6日(金)~、濱田さん(大阪府行政書士会南大阪支部)【☎(50)1110】(日曜日を除く午前10時~午後6時)へ

### 献血にご協力を

**①****場**エコー・ロゼ=5月4日(祝)、午前10時~午後4時、市役所=26日(木)、午前10時~正午、午後1時~4時30分

※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

**問**市献血推進協議会【☎(25)8261】

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。



## 福祉

### 日本赤十字活動資金にご協力を

毎年5月1日～6月30日、全国一斉に日本赤十字運動が実施されます。赤十字奉仕団、町会（自治会）をはじめ多くの皆様のご協力により、昨年は約438万円の活動資金が集まりました。

今年も人道的国際支援や災害時の備蓄を充実させるため、活動資金へのご協力をお願いします。

問増進型地域福祉課（内線288）



## 国民年金

### ご存じですか？

#### 第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

#### 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上 180カ月未満	12万円
180カ月以上 240カ月未満	14万5000円
240カ月以上 300カ月未満	17万円
300カ月以上 360カ月未満	22万円
360カ月以上 420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

#### 寡婦年金

第1号被保険者の夫が原則10年以上保険料を納め年金を受けずに死亡した場合、10年以上婚姻関係があった妻に60～65歳の間支給されます。寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金は請求できません。

#### ◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

問天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課(内線153、154)



## 国民健康保険

### 前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた令和3年中(1月～12月)の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をしていない人や、会社などから源泉徴収票を提出していない人については、所得の内容を確認するために国民健康保険料に関する申告書(簡易申告書)を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

また、学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人、税申告で扶養控除の対象となる人も簡易申告にご協力ください。

問保険年金課(内線151、552)



## 上下水道

### 水道の漏水発見にご協力を

市内の道路などで、しばらく雨が降っていないのに「湿っている」または「水が流れている」場合は、地中に埋設している水道管から漏水している可能性があります。

そのような場所を発見した場合は、水道工務課へ連絡をお願いします。

問水道工務課(内線257、295)

### 水道の漏水にご注意を

水道水の使用量が増加する原因の一つに、漏水が考えられます。

漏水は、初めのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっていきます。貴重な水が無駄になり料金も高

額になるため、水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますのでお知り合いの市指定業者または市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へご相談ください。



## 講座・催し

### 認知症サポーター養成講座

◎5月31日(火)、午後1時30分～3時  
場総合福祉会館

内認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解と対応について

対市内在住・在勤で認知症サポーターになることを希望する人

定5人 料無料

持筆記用具

問5月6日(金)～27日(金)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

### 生活支援サービス従事者研修

介護に関する資格がなくても、この研修を受講し、市が指定する訪問介護事業所に雇用されることで、「生活支援サービス従事者」として仕事に就くことができます。

◎6月1日～29日の毎週水曜日、午後1時～4時10分(全5回)

場今城クリニック「ことほぎ」(寿町二丁目4の30)

対市内在住で、本市に住民登録をしている人

定15人 料無料

問5月25日(水)(午前9時～午後5時30分)までに、今城クリニック「花笑み」〔☎(55)3353〕へ(申し込み多数の場合抽選)

※5月18日(水)、午後1時30分～午後3時～、「ことほぎ」で説明会を開催します。参加希望者は、5月11日(水)までに今城クリニック「花笑み」へお申し込みください。



## 税

### 軽自動車税(種別割)の減免

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車(原動機付自転車を含む)の所有者

※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。

※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

**届け出** 5月31日(火)(必着)までに、手帳(①に該当する人)または生活保護受給証明書(②に該当する人)、運転免許証、納税通知書、納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認書類を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ(郵送可)

問課税課(内線110)

### 今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税(種別割)の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Payで納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期: 5月	第1期: 6月	全期: 5月
第2期: 7月	第2期: 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期: 9月	第3期: 10月	
第4期: 12月	第4期: 1月	

### 自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)

納税通知書裏面に記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所などで納期限までに納めてください。

問府自動車税コールセンター ☎ 0570(020)156

### 固定資産税・都市計画税

#### ●固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには6月30日(木)までに申請が必要です。

①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、ひとり親のいずれかであること

②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること

③所有している固定資産が自己居住用だけであり、居住家屋の延べ床面積が70㎡以下であること

④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること

#### ●固定資産税のQ&A

5月1日付で、令和4年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送しました。詳しくは、お問い合わせください。ここでは、よくある質問を一部紹介します。

**Q** 平成30年(もしくは平成28年)に新築した家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか。

**A** 新築住宅に対しては、減額制度が設けてられており、一定の要件に該当する場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120㎡までの居住部分に相当する固定資産

税額(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

**Q** 固定資産税は1月から12月までの税金ですか? 4月から3月までの税金ですか?

**A** 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税金として課税しています。いつからいつまでの期間に対して課税するという事は地方税法には定められておりません。売買契約時に固定資産税・都市計画税を月割や日割で按分計算する際の起点日は、売主と買主の間で話し合ってください。

問課税課(内線113~116)

### スマホで簡単、キャッシュレス納税!

納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンなどのモバイル端末を使い、各社の専用アプリを起動後にカメラで読み取ることにより、いつでもどこでも



市税を納付することができます。

#### 利用できるモバイル決済サービス

PayPay/LINE Pay/au PAY/d払い/J-Coin Pay/モバイルレジ

#### 納付できる税目、金額

市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割) ※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのものに限り、※領収証書は発行されません。領収証書や納付後すぐに納税証明書(車検用など)が必要な場合は、他の方法で納付してください。

※詳しくは、市ウェブサイト(収納管理課のページ)をご覧ください。

問収納管理課(内線122)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。